公益財団法人介護労働安定センター長野支部 令和7年度 喀痰吸引等研修(第一号研修及び第二号研修)募集要項 【実地研修のみ】

1 目的

介護保険施設及び障害者支援施設等の施設及び居宅において、介護職員等が、医師の 指示に基づき必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うための 知識及び技術を修得することを目的とします。

2 研修機関

公益財団法人介護労働安定センター長野支部

3 受講対象者

受講者は以下の1~5の要件を全て満たし、<u>受講者が勤務する事業所の長が推薦する者</u> とします。

- 1. 受講者は、**①**第二号研修修了者、**②**介護福祉士養成校の卒業生で「医療的ケア」の 科目において基本研修(講義・演習)を修了している者
- 2. 長野県に住所がある者又は長野県に所在する事業所に勤務している者
- 3. 原則として、現在勤務する事業所に上記医療行為を行なう対象者がいる者
- 4. 原則として、現在勤務する事業所が特定事業所として登録申請している又は登録申 請を行う予定である者
- 5. 原則として、現在勤務する事業所に実地研修指導者がおり、実地研修に際し指導を 受けることができる者
- ※ 2から5については、勤務する事業所の設置法人の別の施設等において実地研修の 実施が可能な場合も含みます。

4 定員

30 人

5 受講料(保険料含む。消費税込)

- ●第二号研修修了者
- ❷養成校卒業生

受講料 5,000円

- ※他法人の実地研修のお受入れは若干名とさせて頂きます。
- ※他法人の実地研修のお申し込みに際しましては、7,000 円の手数料と各行為 10,000 円の実地研修受入れ謝礼がかかります。

6 日程及び会場

く実地研修>

原則として、自施設において受講していただきます。

※ 原則として自法人での演習が可能な事業所のお申し込みをお受けいたしますが、 実地研修先が確保できない場合は、受講申込書にその旨記載し、事前に可能か どうかの確認を介護労働安定センター担当者までご連絡ください。

7 実地研修

実地研修は、原則として、受講者自らが勤務する施設等において実施していただきます。 実地研修先においては、別紙2「実地研修施設の基準」に記載される要件を満たす必要が ありますので、勤務する事業所において、実地研修に先立ち実地研修の実施のための体制 整備を行ってください。

また、実地研修先において指導をする看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。) は、原則としてその実地研修先に勤務する看護師等とします。指導にあたる予定の看護師等は、「喀痰吸引等研修事業実施のための指導者養成講習」または「医療的ケア教員講習会」を修了している必要があります。

8 申込書類

- ① 別紙 1-1 「喀痰吸引等研修(第一号研修、第二号研修)受講申込書」
- ② 別紙 1-2 「喀痰吸引等研修(第一号研修、第二号研修)受講推薦書」
- ③ 指導者養成講習修了証等の実地研修の指導に係る証書(自施設・自法人内で実地研修 を行う場合)

以下 該当者のみ提出

- ④ 免除に係る証書 (認定特定行為業務従事者免許証の写し又は研修修了証の写し等)
- ⑤ 養成校卒業生は、基本研修修了証明書の写し

9 申込書送付先

〒380-0836 長野市南県町1082 ND南県町ビル5階 (公財)介護労働安定センター長野支部

10 申込期限

<u>令和7年10月31日(金)※郵送必着</u>(FAX不可)

11 受講決定

受講決定後、決定通知を事業所の担当者様に送付しますので、ご本人に通知願います。

12 留意事項

- (1)第一号研修は、自ら所属する施設等において実地研修が可能な場合のみ、申込みを受付けます。自ら確保できない場合、第二号研修に変更となります。あらかじめ御了承ください。
- (2)人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修は行いません。
- (3) 第二号研修(気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養)は、自ら所属する施設等において実地研修が可能な場合のみ、申込みを受付けます。自ら確保できない場合、第二号研修(口腔内吸引、鼻腔内吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養のいずれか、もしくはいずれかの組み合わせ)に変更となります。あらかじめ御了承ください。